

## 東京医療保健大学千葉看護学部図書委員会規程

### (設置)

第1条 千葉看護学部の図書を充実させ、活用することを目的に、千葉看護学部図書委員会（以下「委員会」という）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、大学ビジョンに則り、学生及び教職員等が有効に教育研究及び協働活動を実施・発展させることができるよう調査・意見聴取を通して学部における図書資料等の整備を行う。

### (構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教職員
- (2) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (3) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

### (審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 図書などの整備に関すること
- (2) 図書館の運営に関すること
- (3) 図書館ホームページに関すること
- (4) その他、図書に関すること

### (委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

### (議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

### (事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

### (開催日)

第8条 委員会は、委員長が招集する日に開催する。

### 附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。